

徳島県離島振興計画

(平成15年度～24年度)

徳 島 県

目 次

離島振興の基本的考え方	1
伊島地域振興計画	3
第1章 地域の現況	4
第1節 地域の概況	4
第2節 地域の特性	4
第2章 振興の基本的方針と目標	5
第1節 基本的な振興方針	5
第2節 10年後の目標	5
第3章 計画の内容	7
第1節 交通及び通信施設の整備に関する事項	7
第2節 産業の振興等に関する事項	8
第3節 生活環境の整備に関する事項	10
第4節 医療の確保に関する事項	11
第5節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	12
第6節 教育及び文化の振興に関する事項	12
第7節 観光の開発に関する事項	14
第8節 地域間交流の促進に関する事項	15
第9節 防災基盤・国土保全施設の整備に関する事項	16
出羽島地域振興計画	18
第1章 地域の現況	19
第1節 地域の概況	19
第2節 地域の特性	19
第2章 振興の基本的方針と目標	20
第1節 基本的な振興方針	20
第2節 10年後の目標	20
第3章 計画の内容	21
第1節 交通及び通信施設の整備に関する事項	21
第2節 産業の振興等に関する事項	22
第3節 生活環境の整備に関する事項	23
第4節 医療の確保に関する事項	24
第5節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	25
第6節 教育及び文化の振興に関する事項	26
第7節 観光の開発に関する事項	27
第8節 地域間交流の促進に関する事項	28
第9節 防災基盤・国土保全施設の整備に関する事項	29
第10節 その他地域振興に関する事項	30

離島振興の基本的考え方

1 計画の趣旨

この計画は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条の規定に基づき、徳島県が離島を有する阿南市及び牟岐町が地域の意見を反映して作成した離島振興計画案をもとに、広域的視点から県内離島地域の振興を図るために講じようとする施策の方向及び内容を定めるものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とする。

ただし、今後、離島地域を取り巻く社会環境、経済情勢の変化や地域の自立的発展に向けた取り組みの推移等を勘案しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 計画の対象地域

離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域に指定されている阿南市伊島及び牟岐町出羽島

4 地域の現況

本県の離島については、阿南市伊島が昭和32年に、牟岐町出羽島が昭和34年に離島振興対策実施地域に指定されている。

この指定以来、産業の振興に関しては、両島の主要産業である水産業の振興を目的として、漁港施設の整備、水産資源の育培のための魚礁の設置等を行うとともに、伊島においては、生活環境改善のためのコミュニティ・プラントの建設、教育基盤である学校施設の充実に努め、また、出羽島においては、医療環境充実のため診療所を改築するなど、平成14年度末までの40年間余りにわたり離島地域の振興、活性化のための事業を積極的に行ってきた。

こうした結果、両島における社会基盤整備は着実に進み、基礎的条件の改善は一定の成果を挙げてきたものの、依然として医療施設等の生活基盤は十分でなく、本土との航路運行も天候に影響され不安定であるなど、多くの課題が残されている。

また、主要産業である水産業については、漁獲高の減少、漁価の低迷と後継者不足の問題が深刻化しており、急速な少子・高齢化の進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念されるという事態となっている。

一方、本県の離島は、いずれも室戸阿南海岸国定公園に指定され、豊かな海洋資源、変化に富んだ自然景観、時がゆったりと流れる感覚にさせてくれる生活環境、固有の歴史・文化など魅力ある地域資源に恵まれ、訪れる人々にやすらぎを与える個性豊かな地域であり、このことは、国民の自然とのふれあいを求める志向の高まりと合致する保養・余暇活動の場として、また、自然環境の保全や環境教育を行う場、本土へ新鮮な食料を安定的に供給する拠点として、国家的・国民的にも貴重な役割を担っている。

5 離島振興の基本方針 ～ 価値ある地域差の発揮 ～

本格的な地方分権の時代を迎え、地方公共団体は自らの力により、自主的・主体的に地域の振興を図っていかなければならない。また、離島振興の目的についても、従来の後進性の除去だけでなく、地理的・自然的特性という「価値ある地域差」を生かし、創意工夫によって自立的発展を促進することが求められている。

こうしたことから、今後10年間にわたり、両島が自立的発展を遂げる地域社会を構築していくため、両島固有の地域資源とその役割に光を当て、主要産業である水産業の振興、美しい景観の保全、地域文化の振興等による風格ある個性豊かな地域社会の形成、地域間交流による活性化、高齢者等の保健福祉の向上等に取り組むこととし、次の4つの視点から振興施策を推進することを基本方針とする。

(1) 豊かな環境づくり

豊かな自然環境は、県民の誇りであるとともに、生命を維持し、安らぎや潤いをもたらす貴重な財産であることから、これを県民全体の資産として保全し、次世代への継承に努める。

(2) 支え合うらしづくり

誰もが健康で充実した生活を送るため、一人一人がかけがえのない大切な存在であると再認識し、互いに助け合う社会の構築に向け、保健、医療等の各分野における人づくりや体制整備に努める。

(3) 元気な地域づくり

水産業の振興と新たな雇用の創出に努め、全ての人々が元気で、安心して働ける場を確保するとともに、歴史・文化・自然環境など地域の特性を生かした都市等との交流を促進する中で、住民主導の元気な地域づくりを推進する。

(4) 明日を拓く人づくり

離島から新たな知的価値を生み出し、文化を創造するため、地域の情報化を積極的に推進するとともに、多様な教育・社会環境を整えることにより、地域の明日を拓く、創造力豊かな人材の育成に努める。

伊島地域振興計画

徳島県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

1 地勢・気候

伊島は、四国の最東端阿南市蒲生田岬から東方約6キロメートルの紀伊水道上に位置する孤立小型離島である。

面積は1.58平方キロメートル、行政区域は阿南市に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は全島砂岩からなり、山がちで、島面積の約66%の104ヘクタールを林野が占め、耕地はほとんどない。島の西側にある前島との間の狭い水道に面した2ヘクタールほどの平地に集落が密集している。

気候は温暖であるが、冬期に北西の季節風が強く、航路欠航の最大原因となっている。

2 人口

国勢調査による人口推移をみると、平成12年調査時点で人口189人、世帯数86世帯であり、平成2年調査時点の269人から10年間で29.7%減少し、同期間における本県全体の0.9%減、阿南市の3.9%減と比較しても格段の減少となっている。

また、老年人口比率は37%に達し、高齢化の進行が顕著である。

3 産業

基幹産業は水産業であり、全就業者の70%以上は漁業に従事している。

昭和32年の離島指定以来、水産基盤の整備を中心に資本投資がなされてきた結果、イセエビ・アワビ等の天然漁場に恵まれていることもあいまって、本地域の漁業者は比較的高い収入を得ている。

第2節 地域の特性

本地域は、集落地を除く島全域が国定公園に指定され、固有種の「イシマササユリ」をはじめとする希少植物が自生し、全国的にも貴重な野鳥が生育するなど、環境汚染にさらされていない手つかずの自然環境が残されている。

また、島の周囲は無数の荒磯からなり、イセエビやアワビ等の良好な漁場であると同時に、イシダイ、グレ(メジナ)、チヌ(クロダイ)等が数多く生息し、県下有数の磯釣り場として多くの釣り客が訪れている。

この豊かな自然環境は、県民はもとより国民全体の価値ある財産として後世へ引き継ぐべきものであり、人々に心身のやすらぎを与える保養・余暇活動の場として、また自然環境の保全や環境教育を行う場として、貴重な役割を担っている。

さらに、伊島漁港は、紀伊水道を航行する船舶の安全性を確保する避難港として、また京阪神へ新鮮な魚介類を安定的に供給する拠点としての役割を有し、消費者の「食」への関心が高まる中、その重要性はますます高まっている。

第2章 振興の基本的方針と目標

第1節 基本的な振興方針

伊島における振興の基本理念は、「次世代においても持続可能な水産業の振興を図り、漁業所得の増大によって若者の流出を抑制し、U・Iターン等による人口増を目指す。」としており、主要産業である水産業の振興を第一に、生産基盤の強化、水産資源の増大、水産物の付加価値を高めるための品質管理及び販売促進等の施策を重点的かつ一体的に推進する。

また、地域の主体的な取り組みのもと、水産業と調和する体験型・滞在型観光の振興を図り、交流人口の拡大によって地域活力を向上させ、自立的発展を促進していく。こうした中で、住民を中心に交流の受け皿となる組織づくりを進め、地域内の連帯感をさらに高めるとともに、島おこしを担う人材の育成を図る。

一方、地域環境に関しては、家庭ごみ等の減量化及び再資源化を進めるとともに、漂着ごみの回収などによって貴重な自然環境の保全に努め、人と自然とが共生する「エコ・アイランド」として全国に誇れる地域づくりを目指す。

また、すべての住民が快適で安心して暮らせる地域社会を構築するため、情報通信基盤、防災基盤、医療体制等の充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動を支援し、各分野における人材の育成に取り組む。

さらに、本土との定期航路を整備充実することにより、阿南市を中核とする生活圏域の拡大を図り、隔絶性の軽減に努めることとする。

第2節 10年後の目標

- 1 水産業については、魚礁の設置等により漁獲量が増加し、イセエビ、アワビ等の「伊島ブランド」が確立され、漁業所得の増加により、魅力ある職業として後継者の確保が図られている。
- 2 漁港については、防波堤の改良により避難港としての機能が強化され、安全で機能的な生産基盤の整備が進み、漁業者の就労環境が改善されている。
- 3 住民主体の取り組みのもと、水産業と連携した体験型・滞在型観光が推進され、交流人口が増加し、地域活力が向上している。
- 4 廃棄物については、住民の取り組みによって減量化が図られるとともに、適切な回収、処理、再資源化がなされ、また、本土側の住民や自治体等と連携した環境保護活動により、豊かな自然環境が保全されている。
- 5 航路については、新しい連絡船が就航し、係船施設のバリアフリー化が図られ、より安全で快適な航行が確保されているとともに、観光振興、地域間交流の活性化によって乗客数が増加し、安定的な輸送体制が確立されている。

- 6 情報通信については、高速・大容量のネットワーク基盤が整備され、行政、防災、教育、福祉、医療等の住民生活の利便性向上が図られるとともに、これを活用した住民主体の地域おこし活動が活発に行われている。
- 7 医療については、伊島診療所の診療日数、診療科目が増加するとともに、本土へき地医療拠点病院等との連携が強化され、住民や観光客等が安心して地域に滞在できる医療体制が確立されている。
- 8 産業、観光、情報、福祉、教育、防災等の各分野において、地域づくりを担う人材が育成され、その主体的な取り組みによって地域の自立的発展が促進されている。

第3章 計画の内容

第1節 交通及び通信施設の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との交通は、伊島・答島航路があり、伊島漁港と本土答島の間24キロメートルを美島丸（みしままる。平成5年建造。FRP船19トン。定員47人。）が1日3往復、片道35分から50分で郵便船を兼ねて運航し、年間約1万5千人を輸送している。

平成5年、現行船の就航以後、所要時間が大幅に短縮され、便数も1日2往復から3往復に増便されるなど、利便性は一定向上し、また、国、県及び市が共同して欠損額への助成を行い、航路の維持・拡大に努めてきたものの、地域の人口が年々減少する中で、輸送人員数も減少傾向にある。

利用上の問題点としては、依然運行時間帯が狭く、本土への通勤・通学が制約されていること、冬季に欠航が多いこと及び船舶の老朽化等があげられる。

また、高齢者の利用が多いことから、船舶や係船施設のバリアフリー化も必要となっている。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集しており、道路の幅員が狭いため、島内の交通手段は徒歩、自転車等に限定され、自動車は1台もない状況である。

また、集落内の生活道路については、セメント等で舗装されているが、路面の劣化・段差が見られ、高齢者等の歩行に支障をきたしている。

(3) 情報・通信

電話は、全域が普通加入区域で、普及率はほぼ100%に達しており、携帯電話の通話環境も良好である。

テレビ、ラジオ等については、現在のところ難視聴地域はないが、今後、地上波放送のデジタル化に伴い、関西圏のテレビ放送の視聴が困難となることが懸念されている。

情報通信基盤については、平成13年度、伊島中学校において衛星通信を活用した教育ネットワークシステムが整備され、本土の学校とのテレビ会議やインターネット等を活用した授業が行われている。しかし、一般家庭や事業所におけるインターネット接続は、既存の電話回線に限定されており、容量の大きなホームページは閲覧が困難であるなど、十分に利活用できない環境にあって、都市とのデジタル・ディバイド（情報通信格差）が顕在化している。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との定期航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、地域間交流を推進する上で欠くことのできない社会基盤であることから、引き続きこれを維持・強化していく。

現在の就航船は老朽化が著しいため、早急に新船を建造するとともに、高齢者等の利用の安全性に配慮して、係船施設等のバリアフリー化を検討する。

また、観光振興など他地域との交流を推進し、航路の利用者数の増大を図る中で、運行時間帯を拡大するなど利便性の向上に努め、安定的な輸送体制を確立していく。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

民間通信事業者との連携のもと、高度情報化社会に対応した通信基盤を整備し、行政、医療、福祉サービスの提供など離島生活における利便性の向上を図るとともに、住民等の主体的な取り組みによる観光情報の発信や地場産品の通信販売、他地域との交流など幅広い分野で活用し、地域の活性化を促進する。

また、伊島中学校に導入された衛星通信ネットワークシステムについては、可能な範囲で地域に開放し、より多くの住民が情報機器に触れる機会を提供するとともに、IT講習会の開催によって住民の情報活用能力を高め、地域の情報化を推進する人材（ITリーダー）の育成に努める。

なお、将来のテレビ放送のデジタル化に伴う難視聴対策としては、その状況に応じ、適正な受信環境を確保するよう努めるものとする。

(3) その他

島内の生活道路については、高齢者等の歩行の安全性を高めるため、段差の解消に努めるなど、適切に維持補修を実施していく。

第2節 産業の振興等に関する事項

1 現況と課題

平成12年国勢調査における就業状態をみると、本地域の就業者総数は115人で、その内訳は第1次産業81人（構成比70.4%）、第2次産業3人（構成比2.6%）、第3次産業31人（構成比27.0%）となっている。

第1次産業のうち農業及び林業に従事するものはなく、主要産業である水産業についてみると、本地域は室戸岬を回って北上する黒潮の枝流と瀬戸内海から流出する内海水との混交域に位置するため、極めて豊かな水産資源に恵まれており、島の周囲の岩礁帯はイセエビ、アワビ、サザエ等の良好な繁殖場となっている。漁法は、採貝、刺網、一本釣等が中心で規模は小さく、水揚げされた魚介類は主に近畿方面へ直接出荷されている。

これまで実施してきた漁港施設の整備は漸次効果をあげ、良質な天然漁場に恵まれていることもあいまって、本地域の漁業者は比較的高い収入を得てきたが、近年は全国的な景気の悪化や輸入水産物の増加に伴い魚価が低迷し、さらには資

源の減少等によって漁獲高が減少傾向にあり、経営の安定化を図るよう行政が支援する必要が生じている。

なお、伊島漁港は、漁場の開発及び漁船の避難上特に必要と認められた第4種漁港であり、平成12年度に完成した防波水門によって港内の係留水域の静穏が確保され、紀伊水道を航行する漁船の避難港として重要な機能を担っているが、入出港時の航路水域の静穏を保つ施設整備は十分でなく、荒天時には漁船や連絡船の航行に支障をきたしていることから、引き続き対策が必要となっている。

第2次産業については、漁船修理に従事するものであるが、事業規模は零細である。

第3次産業については、旅館業・サービス業等が主であるが、島の人口が年々減少し、観光等についても長期滞在者が少ないことから、安定的な収入が得られにくい状況になっている。

2 施策の内容

本地域の主要産業は水産業であり、次の施策によってその振興を図るものとする。

(1) 生産基盤の充実

伊島漁港においては、港内水域の静穏を高め、避難港としての機能強化を図るため、防波堤の改良を推進するとともに、安全で快適な漁業活動が可能となるよう基盤施設を充実させる。

(2) 水産資源の増大

周辺海域の水産資源を増大し、本土・京阪神へ新鮮な魚介類を安定的に供給するため、漁場の造成、アワビ等種苗の放流を計画的に行うとともに、他地域の漁業者との調整を図りながら資源管理に努め、持続可能な漁業経営を推進する。

(3) 「伊島ブランド」の確立

地域で水揚げされる魚介類の付加価値を高めるため、品質管理の高度化に努めるとともに、本土の百貨店・スーパー等でのイベント開催や産直市場の出店、インターネットを利用した通信販売等に取り組み、消費者ニーズに適合した新たな流通体制を確立する。

このような取り組みによって、産地としての知名度向上を図り、「伊島ブランド」の確立を目指す。

(4) 後継者対策

新規就業者やU・Iターン等による漁業後継者を確保するため、県、市と地元漁協等が共同して就業に関する情報提供や相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施する。また、漁業近代化資金等の制度融資を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援をしていく。

(5) 観光との連携

地域の豊かな海洋資源を活用し、漁業体験や釣り等の観光型漁業に取り組む

中で、漁業者の所得向上と後継者の確保を図る。

また、地域の漁場利用については、本土の遊漁者等との調整を進め、水産業と海洋性レクリエーションとの共存を目指すものとする。

第3節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和43年度に海底ケーブルが敷設され、点灯率、一般受電化率とも100%となっている。

(2) 水道

簡易水道については、昭和30年に敷設し、その後砂防ダムやろ過施設の整備によって飲料水の量・質とも安定してきたが、各家庭のトイレの水洗化の進行等に伴い、渇水期における水不足が懸念されている。

(3) ごみ処理

生ごみについては島内で自家処理し、不燃ごみ等は島外へ搬出して処理を行っている。中でも特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物については、住民が自ら本土まで搬送するか、あるいは家電製品の買替時等に本土の小売店によって収集されているが、後者の場合は本土より高めの配送料を住民が負担する傾向にある。

また、本地域には本土から多くのごみや流木が漂着し、自然環境の保全是もとより、海上交通や漁業活動にも悪影響を及ぼしている。

(4) し尿処理等

平成12年度にコミュニティ・プラントが完成し、加入率は80%近くに達し、衛生的な污水处理が行われている。

2 施策の内容

(1) 水道施設の整備

簡易水道については、既存のろ過施設等を定期的に更新し、安定的な水質の維持に努める。

また、今後は、各家庭のトイレ水洗化の状況や、交流人口の増加を含めた人口動向など、中長期的な水需要を見極めながら、新たな水源確保等の対策を検討していく。

(2) ごみ処理

廃棄物については、地域における生ごみ処理機の普及を促進するとともに、観光客等へのごみ持ち帰りの意識を啓発し、廃棄物の減量化に取り組む。

また、不燃ごみ等については、分別収集の徹底と搬送体制の強化に努め、本土において適正に処理・再資源化していく。

さらに、漂着ごみ対策として、本土側の住民や自治体との幅広い連携によって清掃活動を実施するなど、県民が一丸となって地域の自然環境を保全していくよう努める。

(3) し尿処理等

コミュニティ・プラントの加入者数をさらに増大し、清浄な海洋環境を保全していく。

第4節 医療の確保に関する事項

1 現況と課題

医療施設としては、阿南市設置の伊島診療所があり、阿南市医師会に委託して週1回の巡回診療が実施されているが、専門的医療をはじめ大半を本土に依存している。

また、救急患者については、地元住民の相互協力のもと、漁船等で本土へ搬送しているが、悪天候時など航行が困難な場合もあり、住民は医療に対して大きな不安を抱えている。

なお、県では、平成13年度に「徳島県地域医療支援センター」を県立中央病院内に開設、自治医大卒業医師を配置し、各へき地診療所の突発的な理由等による休診の際に代診医師の派遣調整等を行い、へき地における医療の確保に努めている。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより観光客等が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから、「徳島県保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

伊島診療所においては医療施設の充実と診療日数、診療科目の増に努めるとともに、本土のへき地医療拠点病院等との連携を図り、地域の医療体制を強化していく。

また、緊急時における防災ヘリコプターの活用など、本土と一体的な救急搬送体制を確立するとともに、情報通信基盤を利用した遠隔医療の導入を検討する。

(2) 保健サービスの充実

住民の健康増進を図るため、健康診断や保健セミナー等のソフト事業にも取り組み、「自分の健康は自分で守り、つくる」意識を醸成し、健やかな地域社会づくりを推進する。

第5節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

(1) 高齢者福祉

本地域の老年人口比率は37.0%（平成12年国勢調査）と阿南市全体の22.9%と比較しても著しく高いが、住民間の相互扶助精神は強く、主として住民による熱心な地域福祉活動が行われている。

介護保険事業については、住民で組織する伊島町会が介護サービス事業者認定を受け、平成11年度に開設した「伊島町高齢者ふれあいセンター」を拠点にデイサービスや訪問介護等を実施している。

(2) その他の福祉

市立保育所が1箇所あるが、児童数の減少に伴い、平成13年度から休所している。

2 施策の内容

(1) 地域福祉の増進

本地域の老年人口比率は本土に比べ高く、今後さらに高くなることが予想される。このため、県と市は共同して高齢者の健康増進、介護予防、生きがい対策等のための施策を総合的に推進し、高齢者が住み慣れた家庭、地域で生き生きと自立した生活を営むことができるよう在宅福祉の向上に努めるとともに、住民の主体的な地域福祉活動を支援し、共に支えあう地域社会づくりを目指すものとする。

また、県は、市の介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員等の人材養成・資質向上に努めるとともに、高齢者や家族に対する相談援助体制の充実を図り、介護関連事業の健全な振興を促進していく。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が持つ様々な知識や経験、島の文化等を次世代へ伝承するため、小・中学生との交流会等を開催する等、高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会を確保していく。

第6節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

本地域には、小学校及び中学校が各1校設置されており、平成15年4月現在で小学生7名、中学生7名が在学している。

文教施設としては、平成12年度に小中併用の屋内運動場が完成し、地域の

スポーツ活動やコミュニティ活動の拠点としても利用されている。

また、平成13年度には衛星通信による教育ネットワークシステムが整備され、本土の学校とのテレビ会議やインターネット等を活用した授業が行われている。

小・中学校とも生徒数が減少しつつあるが、本土の高等教育機関と連携して固有植物の「イシマササユリ」の保護活動に取り組むなど、地域の特性を生かした特色ある教育が進められている。

特に、小学校においては、伊島近海で獲れる魚を紹介し、魚介類の宝庫である豊かな自然をPRするホームページ開設に取り組むなど、島の生活に誇りを持った自発的な活動が芽生えつつある。

なお、高校生は本土に寄宿して通学しており、保護者にとっては経済的・精神的な負担となっている。

(2) 社会教育・生涯学習

生涯学習の拠点として、平成9年度にへき地集会所が整備され、人権研修や各種コミュニティ活動等に利用されている。

また、小・中学校との連携により英会話、育児、料理教室等の学習活動も行われている。

(3) 歴史・文化等

本地域からは、古墳時代の土器片が採取されており、紀伊水道における民族移動を研究する上で貴重な資料となっている。

文化財については、空也上人の作と伝えられる十一面観音像、三十三の石仏が並ぶ「西国三十三番ミニ霊場」、漁業の安全を祈願する弁才天、不動明王の石像等の旧跡が残されている。

民俗的には、空也上人や観音信仰に関する口伝えが多く、毎年2月に開催される観音開きの祭礼には多くの住民が参加して賑わっている。

2 施策の内容

(1) 学校教育

小・中学校においては、地域の自然環境や少人数という特性を優位性と捉え直し、個性的で魅力ある授業を実施するとともに、漁業体験や「イシマササユリ」の保護活動等の環境学習を通じて本土の学校との交流を促進し、生徒間の相互理解を深めていく。

また、これまで以上にインターネット等を活用した学習活動を推進し、生徒の高度情報化社会に対応した能力育成に努める。

さらに、他地域から児童・生徒を受け入れる離島留学制度にも取り組み、生徒数の増加と地域教育の活性化を図るとともに、広く国民に本地域の特性を生かした教育機会を提供していく。

(2) 社会教育・生涯学習

学校、家庭、社会等が一体となり、生徒や住民が地域への愛着と誇りを持つための教育を推進し、次世代を担う人材の育成に努めるとともに、住民の生き

がいづくりに配慮した生涯学習活動を推進する。

この中で、市は、学習相談体制の充実を図りながら地域住民の学習ニーズの把握に努めるとともに、地域への学校開放をさらに進め、講座内容を充実させていく。

県としても、広域的な観点から指導者の養成・確保に務め、学習情報の提供等の支援を行っていく。

(3) 文化の振興

古くからの伝統行事、民俗文化等の価値を理解し、その伝承に努めるとともに、貴重な地域資源である旧跡・文化財等の保存整備を行い、学習や観光の面で活用し、地域固有の伝統文化等を広く島外へ周知するよう努めるものとする。

第7節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域は、室戸阿南海岸国定公園に指定され、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が残された状況にある。

観光資源としては、春に優雅な花を咲かせる「イシマササユリ」、高さ30メートルの潮を噴き上げる洞窟等があり、全国的に貴重な野鳥の生息も確認されている。

また、周辺海域は好漁場で、県下有数の磯釣り場であるとともに、本土や阪和方面からのヨット・クルージングの中継地となっており、年間約3,000人の観光客が訪れる。

宿泊施設としては民宿が2軒あるが、その他に集客施設はなく、観光産業は発達していない。

2 施策の内容

(1) 体験型・滞在型観光の推進

地域の主体的な取り組みのもと、豊富な海洋資源を活かし、釣り、ダイビング、クルージング等の海洋性レクリエーションや漁業体験等のブルー・ツーリズムの振興を図る。

また、地域の自然環境をそのまま活かした遊歩道を整備し、野鳥観察やウォーキングなど多種多様な余暇活動を楽しむことができる滞在型観光の地として、魅力ある島づくりを進める。

(2) 受入態勢の充実

漁業従事者をはじめとする住民を中心に体験型・滞在型観光の受入態勢を整えるとともに、イセエビやアワビ等の新鮮な食材を活かした特産品、郷土料理等の開発に取り組み、関連産業の活性化を促進する。

また、リピーターを増やしていくためには、こうした地域資源のみでなく、住民の観光客に居心地の良さを感じさせる心配りも地域の魅力となり得るもの

と考えられることから、地域の歴史、文化、景勝等を案内する観光ガイドの育成を図るとともに、わかりやすい観光案内板やトイレ等の施設整備を進めるなど、観光客等の受入態勢の充実に努める。

(3) 観光情報の発信

魅力的な観光パンフレットやインターネットによるリアルタイムの情報提供など、充実した観光情報の発信に努め、観光入込客数の増大を図る。

また、広報活動の一環として、プレスツアーを実施するとともに、映画やテレビドラマ等のロケーション候補地として関係者にPRし、本地域の全国的な知名度向上を図るものとする。

第8節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、釣り・クルージング等の海洋性レクリエーション活動をはじめ、伊島小・中学校における学校間交流、本土側住民と協働で行っているイシマササユリの保護活動等の実績がある。

今後は、こうした交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要である。

2 施策の内容

国民のゆとりある生活や自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を活かした体験型・滞在型交流、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、本土の教育機関等による体験学習・環境教育、伊島小・中学校への離島留学など他地域との交流を推進し、交流人口の増加によって地域の活性化を図り、自立的発展を促進する。

このため、県、市、地域住民等は相互に連携し、次の取り組みを進めるものとする。

(1) 交流プログラムの開発

都市等の人々が地域に求めるニーズの把握に努め、多彩な体験・交流プログラムを開発する。この過程においては、住民、行政、学識経験者等によるワークショップを開催するとともに、本土側の住民や島出身者、離島に関心の高いボランティア人材等の参画も得て、幅広い視点から地域資源を再発掘していくことが有効である。

また、既に都市等との交流に一定の成果を挙げている先進地との意見交換を行い、課題の克服を図ることも地域間交流の一つとして考えられる。

(2) 受入態勢の整備

地域住民を中心に交流の担い手となる人材の育成、組織づくりを進める。

また、地域間交流の拠点として、学校や集会所等のストックを有効活用するとともに、個人の空き家を観光客等の滞在施設として貸し出すことも検討する。

(3) 交流の定着に向けた取り組み

地域の貴重な自然環境や、それを活かした交流プログラム等について、県内外に向け積極的に情報発信を行うとともに、観光事業者、教育関係者等との連携を強化し、都市等の交流活動の促進・定着を図る。

こうした交流活動を通じ、地域の貴重な自然環境・生態系を将来にわたって保全していく必要性とその意義について、本土の人々の関心を高め、地域住民との相互理解を深めていく。

第9節 防災基盤・国土保全施設の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は海岸沿いのわずかな集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。

また、近い将来には南海地震の発生も予測されているところである。

このため、地元消防団及び婦人防火クラブを中心に地域防災体制を組織し、火災や災害の発生に備えている。

(2) 国土保全施設

自然災害を未然に防止するための砂防えん堤整備、大留谷川（準用河川）の排水対策及び海岸の保全など国土保全を目的とした施設整備は概ね完了している。

また、隣接する前島においては、ヘリポートの機能を持つ避難地が整備されている。

2 施策の内容

(1) 南海地震対策の推進

県は、平成16年度までに県全域の南海地震による被害想定と災害予防・応急対策等に係る防災ビジョンを策定し、それを踏まえて具体的な対策を進めることとしている。

市においても、このビジョンや地域防災計画に基づき南海地震対策を進め、地域住民、関係機関等が一体となって南海地震に対する備えを強化していく。

その一環として、平時から地震の発生を想定した防災訓練や啓発活動取り組むとともに、避難施設の充実、救援物資の備蓄等を計画的に進め、災害時の適切な対応を確保する。

(2) 地域防災体制の充実

自主防災組織の充実、強化及び消防団員の育成に努めるとともに、本土と連携した防災体制を構築する。

また、消防用設備については、高齢者等でも簡単に操作可能な施設整備を推進する。

(3) 国土保全施設の整備

地すべり対策や海岸保全のための施設整備はほぼ完了しているが、本地域は台風等の自然災害を被りやすい条件下にあるため、現場の状況に応じて適切な災害防除を行う。

出羽島地域振興計画

徳島県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

1 地勢・気候

出羽島は、牟岐川河口の南約4キロメートルの太平洋上に位置する外海・本土近接型離島で、面積0.65平方キロメートル、行政区域は海部郡牟岐町に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は台地状をなし、島の面積の約77%、50ヘクタールを林野が占めており、耕地はほとんどなく、家庭菜園として利用されている程度である。

島の北部、本土に面して出羽島漁港があり、港の周辺2ヘクタールほどの平地に人家が馬蹄形に密集して集落を形成している。

気候は極めて温暖で、冬期においても積雪はおろか降霜さえほとんど見ることがない。

2 人口

国勢調査による人口推移をみると、平成12年調査時点で人口155人、世帯数86世帯であり、平成2年時点の243人から10年間で36.2%減少し、同期間における本県全体の0.9%減、牟岐町の15.3%減と比較しても人口減少は著しく、高齢化率も60%を超え、憂慮すべき状態となっている。

3 産業

基幹産業は水産業であり、タイ、アマダイを対象とした一本釣り、トコブシ、テングサ等の採貝藻が主体であるが、担い手の高齢化と漁獲高の減少が著しく、地域経済の停滞が顕在化している。

第2節 地域の特性

本地域においては、国指定天然記念物の「シラタマモ」をはじめとする稀少植物やハイビスカス等の亜熱帯植物が生育するなど環境汚染にさらされていない豊かな自然環境が残されている。

また、昭和中期の雰囲気を醸し出す「みせづくり」と称される伝統的家屋の街並みが残存し、野口雨情の歌碑が建立されているなど文学とのゆかりも深く、訪れる人々にやすらぎを与える「癒しの空間」を形成している。

この豊かな自然環境と歴史・文化・風土に培われた景観は、県民共有の価値ある財産として後世へ引き継ぐ必要があるとともに、国民の癒し志向と合致する余暇活動の場、自然体験・環境教育の場として、また県南部の広域的な観光振興を図るための地域資源として、貴重な役割を担うものである。

さらに、全国的にも珍しい石積み堤防が残る周辺海域は、豊かな水産資源にも恵まれ、本土・京阪神へ新鮮な魚介類を供給する拠点としての役割を有している。

第2章 振興の基本的方針と目標

第1節 基本的な振興方針

出羽島における離島振興の基本理念は、本土と連携した「昭和中期の世界にタイムスリップし、人と人、自然と人とが共生する癒しの空間の島づくり」を目指すとされており、島を訪れる人々が思い思いに島の人、自然、歴史、文化などと触れ合うことができる環境を整備することである。

また、主要産業である水産業と調和した海洋資源を生かした滞在型観光による地域づくりを柱とし、環境美化や自然保護の心構えを充実させた観光振興を図り、そこから観光地としての魅力を構築していく。

そのためには、地域の主体的な取り組みのもと、交流の担い手となる組織づくりと人材育成を進め、受入態勢の充実を図るとともに、本土の人々が気軽に地域を訪れることができるよう、交通の利便性や快適性を併せ持つ航路の充実を図る必要がある。

さらに、すべての住民が健康で安心して暮らせる地域社会を構築するため、情報通信基盤、防災基盤及び医療体制の充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動等を支援し、各分野における人材の育成に取り組むこととする。

第2節 10年後の目標

- 1 豊かな海洋資源、固有の歴史・文化などの魅力ある地域資源を活用した地域づくりが実を結び、訪れる人々にやすらぎを与える個性豊かな地域として、多くの観光客等が訪れている。
- 2 航路については、新しい連絡船が就航し、より安全で快適な航行が確保され、観光振興、地域間交流の活性化によって乗客数が増加している。
- 3 情報通信については、防災、教育、福祉、医療等の各種行政ネットワーク化が図られ、住民生活の利便性が向上している。
- 4 水産業については、魚礁の設置、藻場の造成等により漁獲量が増加し、観光型漁業への転換・多角化によって漁家経営の安定と後継者の確保が図られている。
- 5 廃棄物については、住民の取り組みによって減量化が図られるとともに、適切な回収、処理、再資源化がなされ、本土側の住民や自治体と連携した活動により、豊かな海洋環境が保全されている。
- 6 医療については、県立出羽島診療所とへき地医療拠点病院との連携が強化され、高齢化に対応した医療体制が構築されている。
- 7 産業、観光、情報、福祉、教育、防災等の各分野において、地域づくりを担う人材が育成され、その主体的な取り組みによって地域の自立的発展が促進されている。

第3章 計画の内容

第1節 交通及び通信施設の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との定期航路は、牟岐・出羽島航路があり、出羽島漁港と牟岐漁港の間4キロメートルを大生丸(おいけまる。平成6年建造。FRP船17トン。定員70人。)が一日6往復、片道15分で運行し、年間約3万人を輸送している。

これまで、航路事業者は、本土の公共交通機関との連携を図ったダイヤ運行に努めるとともに、国、県及び町は欠損額への助成を行い、航路の維持に努めてきたが、人口減に伴う利用者数の減少と船舶の老朽化が顕著となっている。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集しており、道路の幅員が狭いため、島内の交通手段は自転車や手押しの荷車等に限定され、自動車はし尿収集車両が一台あるのみである。

また、集落内の生活道路については、アスファルト等で舗装されているが、路面にひび割れ、段差等が見られ、高齢者の歩行や災害時の避難活動等に支障をきたしている。

(3) 情報・通信

電話は、全域が普通加入区域であり、携帯電話の通話環境も良好で、防災行政無線も設置されている。

テレビ、ラジオについては、現在、難視聴地域はないが、今後地上波放送のデジタル化に伴い、関西圏のテレビ放送の視聴が困難になる可能性が懸念されている。

情報通信基盤については、牟岐町全域で高速ネットワーク回線やADSLは整備されておらず、インターネットの利用においては容量の大きなホームページの閲覧やデータのダウンロードは困難であるなど、高度情報化社会における様々な便益を享受しにくい状況にある。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との連絡航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、今後の地域間交流を推進する上で欠くことのできない社会基盤であることから、引き続きこれを維持・強化していく。

現在の就航船は耐用年数を経過しているため、高齢者等の利用に配慮した新

船を建造するとともに、引き続き本土の公共交通機関との連携を図りながら利便性の高いダイヤを編成し、乗客サービスの向上に努める。

また、観光など他地域との交流機会を拡大する中で、本航路の利用者を増大し、安定的な輸送体制を確立する。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

地上テレビ放送のデジタル化に伴い、関西圏のテレビ放送の視聴が困難になることが懸念されるため、テレビ放送を良好に視聴する手段として、本土と一体的に双方向型ケーブルテレビ網を整備する。

この施設は、高速・大容量の情報通信基盤としても活用し、情報化社会に対応した行政、医療、福祉サービスの提供など離島生活における利便性の向上を図る。

また、IT講習会等の開催によって住民の情報活用能力を高め、情報通信を活用した住民の自主的な島おこし活動や、それを支援する人的ネットワークの形成を促進する。

(3) その他

集落内の生活道路については、路面の維持補修や段差解消に努めるとともに、避難路に手摺りを設置するなど、高齢者等が快適で安全に暮らせるまちづくりを推進する。

第2節 産業の振興等に関する事項

1 現況と課題

平成12年国勢調査における就業状態をみると、本地域の就業者総数は88人で、その内訳は第1次産業45人(構成比51.1%)、第2次産業8人(構成比9.1%)、第3次産業35人(構成比39.8%)である。

第1次産業のうち、農業及び林業に従事するものはなく、主要産業である水産業についてみると、本島は北上する黒潮の影響を強く受け、天然漁場に恵まれた条件下にあり、タイ、アマダイ等の中高級魚を対象とした一本釣、アワビ・トコブシ等採貝、テングサ採取等の沿岸漁業が中心となっている。

また、本地域の漁業者は、平成4年の漁協合併以降、本土の牟岐町漁協に属し、収穫した魚介類は主として本土へ直接水揚げしている。

近年は、磯焼けやプランクトンの異常発生など漁業環境が悪化し、その対策として水産資源の増大を図るため、アオリイカ産卵場造成、飼付漁場の造成、魚礁の設置、アワビ・トコブシ等の種苗放流、ヒトデ駆除等に取り組んできたが、担い手の減少・高齢化や漁価の低迷によって漁獲高の減少に歯止めがかからず、非常に厳しい状態に直面している。

第2次産業及び第3次産業については、島内に事業所は少なく、就業者の大半は本土へ通勤するものである。

2 施策の内容

本地域の主要産業は水産業であり、次の施策によってその振興を図るものとする。

(1) 水産基盤等の充実

周辺海域の水産資源を増大し、本土へ新鮮な魚介類を安定的に供給するため、引き続き漁場・藻場の造成や種苗放流等を推進するとともに、他地域の漁業者との調整を図りながら適正な資源管理に努め、漁場の持続的な利用を確保していく。

また、漁業者の高齢化に対応した効率的生産・流通施設の整備を行い、産地機能の強化に努める。

(2) 後継者対策

新規就業者やU・Iターン等による漁業後継者を確保するため、県、町と漁協等が共同して就業に関する情報提供、相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施する。

また、漁業近代化資金等の制度融資を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援を行う。

(3) 観光型漁業への転換・多角化の推進

地域の海洋資源を活かし、漁業体験やテングサ採取体験など観光型漁業に取り組むとともに、釣り、ダイビング等の海洋性レクリエーションとの連携を進め、漁家経営の安定化を図り、魅力ある産業として後継者の確保を図るものとする。

第3節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和41年度に海底ケーブルが敷設され、点灯率、一般受電化率とも100%となっている。

(2) 水道

昭和47年度に水源を本土内妻川に求めた簡易水道が整備され、海底送水によって安定的に供給されている。

(3) ごみ処理

ほとんどの家庭で生ごみ処理機を使用した自家処理を行っており、島をあげて廃棄物の減量化に取り組んでいる。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物及び不燃ごみ等については、海部郡衛生処理事務組合が運営するし尿運搬船で

本土まで搬送し、適正に分別処理・リサイクルがなされており、地域住民が負担する費用についても本土と格差がないものとなっている。

一方、台風や豪雨の後は、本土から大量のごみが漂着し、地域住民が協力し合い清掃を行っているが、高齢化の進行によって年々活動が困難となりつつある。

(4) し尿処理等

し尿については、島内に浄化槽設置世帯はなく、定期的に車両で収集し、し尿運搬船により本土へ搬送している。しかし、生活排水は未処理のまま海へ流入しているため、環境保全の観点から、合併処理浄化槽等の普及促進が望まれている。

2 施策の内容

(1) ごみ処理

引き続き生ごみ処理機の普及を促進し、住民の自助努力のもと廃棄物の減量化に取り組むとともに、漂着ごみ対策として、本土側の住民や自治体等と連携した清掃活動を実施するなど、県民ぐるみで地域の自然環境を保全していくよう努める。

(2) し尿処理等

し尿及び生活雑排水の処理策として、合併処理浄化槽の設置を推進し、清浄な海洋環境を保全していく。

第4節 医療の確保に関する事項

1 現況と課題

医療体制については、県立出羽島診療所を平成3年に新築し、県立海部病院に配置した自治医大卒業医師によって週3回の巡回診療が実施されている。海部病院との間では、ファクシミリや電子メールを利用した診療支援も行われているが、専門的医療をはじめ大半を本土に依存している。

また、救急患者については、住民の相互協力により漁船等で本土へ搬送しているが、悪天候時など航行が困難な場合もあり、住民は医療に対して大きな不安を抱えている。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより観光客等が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから、「徳島県保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

県立出羽島診療所においては、住民の健康状態等に応じて診療日数の増に努めるとともに、県立海部病院をはじめとするへき地医療拠点病院との連携を強化し、高齢化に対応した医療体制を構築していく。

また、緊急時における防災ヘリコプターの活用など、本土と一体的に救急搬送体制の整備を図るとともに、情報通信基盤を利用した遠隔医療の充実を検討する。

(2) 保健医療サービスの充実

住民の健康増進を図るため、定期健康診断や保健セミナー等のソフト事業にも取り組み、健やかな地域社会づくりを推進する。

第5節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

(1) 高齢者福祉

本地域の老年人口比率は60.6%（平成12年国勢調査）と、牟岐町全体の32.3%と比較しても著しく高く、一人暮らしの高齢者も増加している。

このため、町は民間事業者との連携のもと、保健師やホームヘルパー等による訪問活動をはじめ、平成11年に開設した保健福祉センターにおいてデイサービスを実施し、高齢者への支援を行っている。

また、本地域では、従来から住民の相互扶助による地域福祉活動が進められてきたが、総体的に高齢化が進行する中、地域福祉の維持が困難となりつつある。

(2) その他

保育所は、出生児数の減少に伴い平成2年度に廃止されている。

2 施策の内容

(1) 福祉サービスの拡充

本地域は老年人口比率が著しく高く、平成22年には80%を超えると予測されており、今後はさらに高齢者福祉を増進していくことが重要である。

こうしたことから、町は、本土の社会福祉協議会や福祉事業者等と連携し、地域における福祉サービスの充実を図るとともに、一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう緊急通報電話の設置を推進し、緊急時の救援・救護体制の確保に努める。

また、県は、保健福祉サービスを担う人材の育成・確保に努め、町の介護保険事業等の円滑な実施を支援していく。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が持つ様々な知識や経験と島の暮らしぶりを次世代へ伝えるため、本土児童との交流会を開催する等、高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに取り組む。

第6節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

文教施設については、小学校が1校あるが、児童数の減少に伴い平成5年度から休校しており、校舎や屋内体育館については、夏期を中心に県内外の学校の合宿やオリエンテーリングの拠点として利用されている。また、グラウンドは緊急時のヘリポートとしての機能を有する。

島内の小・中学生は本土へ通学しているが、高校生は通学時間と連絡船の就航時間との関係で本土に下宿せざるを得ず、保護者にとって経済的、精神的な負担となっている。

(2) 社会教育・生涯学習

島内に社会教育施設はなく、休校中の小学校や漁村センターにおいて、人権研修、地域課題の学習会、俳句講座等の活動が行われている。

(3) 文化的所産

本地域の大池には、世界的にも希少な国指定天然記念物「シラタマモ」が自生している。一時は絶滅の危機にさらされたが、専門家や地域住民の熱心な保護活動により、平成7年の調査以降は順調に繁殖している。

また、集落においては「みせづくり」と称される伝統的家屋の町並みが残存し、独特の風情を醸しているが、全体的に家屋の老朽化が著しく、今後は維持・保存していくことが課題となっている。

2 施策の内容

(1) 本土への通学費助成

島内の児童・生徒が連絡船を利用して本土の小・中学校へ通学する経費について、町から助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と地域からの人口流出の抑制を図るものとする。

(2) 本土の教育機関による地域資源の活用

本土の学校や県立牟岐少年自然の家の学習課程において、本地域の自然環境、歴史・文化及び水産業等を活用した体験学習・環境教育を推進し、自然保護の重要性や地域固有の民俗に対する理解を深めていく。

(3) 社会教育・生涯学習の推進

町は、学習相談体制の充実を図りつつ、地域住民の学習ニーズの把握に努め、高齢者等の生きがいに配慮した生涯学習を推進する。

また、県としても、広域的な観点から指導者の養成・確保に努め、学習情報の提供等の支援を行っていく。

(4) 休校施設の有効活用

休校中の出羽島小学校の施設については、地域における社会教育の拠点として、また観光客等のための滞在施設・交流拠点、災害時の避難場所等として再整備し、有効に活用していく。

(5) 文化的所産の保存・活用

国指定天然記念物「シラタマモ」については、専門家による調査を継続しながら保護に努め、周辺環境の保全に取り組む。

また、伝統的家屋の町並みについては、地域住民の協力を得ながら町の「伝統的建造物群保存地区」に指定し、さらに国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を視野に入れて景観保存に努め、その文化的価値を積極的に広報し、観光振興につなげていく。

第7節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域においては、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が残された状況にある。

観光資源としては、本島に近接する大島、津島などの良釣り場、美しい珊瑚等が観賞できるダイビング・スポット、温暖な気象条件下で生育する亜熱帯植物や国指定天然記念物の「シラタマモ」、伝統的家屋の町並み等があり、山頂の灯台からは太平洋の雄大な眺めを一望することができる。

観光客は、主に釣りを目的に年間約9,000人が来島しているが、島内に宿泊施設がないため、ほとんどが日帰りであり、観光収入に結びついていない。

2 施策の内容

県、町及び住民等との協同のもと、島の温暖な気候と豊かな自然環境、本土に近接した地理的特性を生かし、本土の住民にとって身近な「癒しの空間」の形成に努め、同時に、海洋資源に恵まれたレクリエーション活動の場として、魅力ある島づくりを進める。

(1) 体験型・滞在型観光の推進

漁業や海洋資源等を活かした体験型・滞在型観光を推進し、都市や農山村等との交流人口の拡大を図りながら、地域の創意工夫による自立的発展を目指すものとする。

そのため、地元漁業者をはじめとする住民を中心に受け皿となる組織づくりを進め、交流の担い手となる人材育成に努める。

また、住民が観光ガイドを務め、地域の歴史、文化、景勝等を観光客に紹介する態勢を整えることも検討していく。

(2) 観光情報の発信

本土との広域観光ルートを形成し、県、町及び観光事業者等は相互に連携しながら県内外に向けて情報発信を行い、観光入込客数の増大を図る。

また、広報活動の一環としてプレスツアーを実施するとともに、映画やテレビドラマ等のロケーション候補地としてPRするなど、本地域の全国的な知名度向上を図るものとする。

(3) 休校施設の有効活用

休校中の出羽島小学校の施設を観光客等のための滞在施設・交流拠点として再整備し、有効に活用していく。

また、地元住民組織がこの施設を自主的に運営することを通じて、離島振興を検討する仕組みを強化し、地域の創意工夫による主体的な島づくりを助長促進する。

第8節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、釣り、ダイビング等の等の海洋性レクリエーション活動をはじめ、休校施設を利用した合宿やオリエンテーリング、シラタマモの保護活動、近畿在住の町出身者で構成される「近畿牟岐会」との交流会等の実績がある。

今後はこうした交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要であるが、住民の高齢化に伴い、能動的な地域活動を担う人材が不足しており、行政の支援や本土住民と連携した仕組みづくりが必要となっている。

2 施策の内容

国民のゆとりある生活や自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を活かした体験型・滞在型交流、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、本土の教育機関等による体験学習・環境教育など他地域との交流を推進し、交流人口の拡大によって地域の活性化を図り、自立的発展を促進する。

そのための取り組みとして、町及び地域住民等は相互に協力し、本地域ならではの交流・体験プログラム（漁業体験、テングサ採取とトコロテンづくり講習、磯場での自然観察会、シラタマモの保護活動、地域の歴史・民俗の語り部等）を展開するとともに、県はこの取り組みを支援し、効果的な情報発信、近隣市町村や観光事業者との調整等に努めるものとする。

(1) 官民共同プロジェクトチームによる地域おこし

本地域の漁業者が所属する牟岐町漁協と牟岐東漁協が平成12年から共同で

開始したスキューバ・ダイビング事業は、美しいサンゴや亜熱帯系魚類を鑑賞できる自然豊かな環境が人気を集め、県南部の一大観光スポットとして定着し、漁業とレクリエーションとの連携が具現化しつつある。

今後、町は、この動きをさらに発展させ、本地域を始めとする島々や海洋資源、本土山間部の棚田などの地域資源を総合的に活用し、都市等との交流活動を推進するため、官民一体となった「プロジェクトチーム」を設置して、多様な体験・交流プログラムを開発しながら地域おこしに取り組み、交流人口の拡大を図ろうと計画している。

地域住民は、この計画に参画することにより、地域の発想を基本にした島おこしに主体的に取り組むことができ、地域内の団結が図られるとともに、本土住民等の視点を入れた離島振興の検討の仕組みが構築され、これまで十分に利用できていなかった地域資源の発掘・活用が促進される。

県は、このような活動を側面から支援し、都市住民等の農山漁村体験メニューに対するニーズの把握に努めるとともに、県内外に向けて継続的に農漁村側の情報発信を行い、観光や教育等の関係者との連携を強化するなど、都市等との交流を促進するための施策を推進する。

(2) 「離島応援団」の視点から見た離島振興の方向性を検討する仕組みづくり

本地域においては、近畿在住の町出身者で構成される「近畿牟岐会」と定期的に交流会を開催している。今後はこの機会を通じ、島を熟知している都市住民の視点から島の魅力、振興の方向性についての提言を受け、観光振興等に反映する仕組みを構築する。

第9節 防災基盤・国土保全施設の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は地形的に平地が少なく、集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。また、近い将来には南海地震の発生も予測されているところである。このため、地元消防団を中心に地域防災体制を整え、防災啓発活動や消火栓等の点検、消火器を使った消火訓練、津波を想定した避難訓練等を行い、防災意識を高めている。

今後の課題としては、住民の高齢化に伴って、地域防災体制の弱体化が懸念されている。

(2) 国土保全施設

急傾斜地や地すべり地区の対策は、ほぼ完了し、地震による津波対策のための避難路も整備されている。

また、これまで実施してきた漁港海岸事業及び建設海岸事業により、防潮堤等の設置は完了しているが、集落周辺において津波対策の護岸整備をさらに強化する必要がある。

2 施策の内容

(1) 南海地震対策の推進

県は、平成16年度までに県全域の南海地震による被害想定と災害予防・応急対策等に係る防災ビジョンを策定し、それを踏まえて具体的な対策を進めることとしている。

町においても、このビジョンや地域防災計画に基づき南海地震対策を進め、住民、関係機関等が一体となって南海地震に対する備えを強化していく。

(2) 地域防災体制の充実

住民相互の連帯感のもと、地域防災体制の強化を図り、住民と県、町及び関係機関が協同して防災訓練や啓発活動に取り組み、災害時の適切な対応を確保していく。

また、消防用設備については、高齢者等でも簡単に操作ができる施設整備を推進する。

(3) 防災基盤の整備

休校中の出羽島小学校を中心に、災害時の緊急避難場所としての施設整備を行い、救援物資等の備蓄を計画的に進める。

(4) 国土保全施設の整備

急傾斜地や地すべり地区については、現場の状況に応じて適切な対策を施し、人命の安全を確保する。

また、地震による津波対策として、老朽化した堤防を補強するとともに、集落周辺の護岸に消波ブロック等を設置する。

第10節 その他地域振興に関する事項

牟岐町では、平成17年3月末を目途に海部郡上灘地域の由岐町、日和佐町との合併を検討しているが、合併後も本地域における行政サービスが低下することがないように配慮するとともに、地域住民との直接対話等によりその意向をまちづくりに反映させるよう努めることとする。

また、町の自主的な合併をより一層推進するため、県は国の「市町村合併支援プラン」と歩調を合わせた独自の財政的支援等を行うものとする。